

# ○札幌市時計台条例

件名：12ポイント程度

平成10年3月30日  
条例第11号

本文：9～11ポイント程度

改正 平成11年5月条例第23号 平成17年10月条例第64号

改正沿革：6～8ポイント程度

(設置)

第1条 本市は、市民が文化財に親しみ、その知識と理解を深めることができる場を提供することにより、文化財愛護精神を育み、もって市民文化の向上に資するため、札幌市中央区北1条西2丁目に札幌市時計台（以下「時計台」という。）を設置する。

(管理運営の基本原則)

第2条 時計台の管理運営に当たっては、重要文化財旧札幌農学校演武場として有する歴史的及び文化的な価値を十分に考慮し、その保存が適切に行われるように努めなければならない。

[改正・平17条例64]

条改正履歴：6～8ポイント程度

(事業)

第3条 時計台は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 時計台の施設を一般に公開すること。
- (2) 文化財に関する資料を収集し、及びこれを展示すること。
- (3) 時計台のホールを一般の使用に供すること。
- (4) その他時計台の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間及び休館日)

第3条の2 時計台の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、第14条第1項の規定により同項の指定管理者に時計台の管理を行わせる場合においては、規則で定めるところにより、開館時刻を繰り上げ、若しくは閉館時刻を繰り下げ、又は休館日を開館日とすることができる。

開館時間	午前9時から午後5時まで。ただし、次条第1項の規定によるホールの独占した使用の場合は、午後5時30分から午後9時まで
休館日	(1) 月曜日（当該月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に応ずるときは、当該月曜日後最初に到来する同法に規定する休日以外の日） (2) 12月29日から翌年1月3日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更し、又は休館日を設け、若しくは変更することができる。

[追加・平17条例64]

(ホールの使用の承認)

第4条 ホールを独占して使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認を与える場合において、時計台の管理運営上必要があると認めるときは、その使用について条件を付することができる。

(観覧料及び使用料)

第5条 時計台に入場しようとする者は、前条第1項の承認を受けたホールの使用の場合を除き、別表1に定める観覧料を納付しなければならない。

2 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表2に定める使用料を納付しなければならない。

3 第1項の観覧料及び前項の使用料（以下「観覧料等」という。）は、市長が別に定める場合に限り、減額し、又は免除することができる。

(観覧料等の還付)

第6条 既納の観覧料等は、還付しない。ただし、市長が別に定める場合に限り、その全部又は一部を還付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第7条 使用者は、ホールを承認を受けた目的以外の目的のために使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。

(特別設備の設置等の承認)

第8条 使用者は、ホールの使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の承認の場合について準用する。

(使用等の不承認)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第4条第1項の承認又は前条第1項の承認（以下「使用承認等」という。）をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他時計台の管理運営上支障があると認める場合

〔改正・平17条例64〕

(承認の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認等の条件を変更し、若しくはホールの使用の停止を命じ、又は使用承認等を取り消すことができる。

- (1) 前条各号のいずれかに該当する場合
- (2) 使用者が使用承認等の条件に違反した場合
- (3) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反した場合
- (4) 偽りその他不正な手段により使用承認等を受けた場合
- (5) 公益上やむを得ない事由が生じた場合

〔改正・平17条例64〕

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、時計台に入場しようとする者の入場を禁じ、又は時計台に入場している者の退場を命じることができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 施設、備品等をき損し、又は滅失するおそれがあると認める場合
- (3) その他時計台の管理運営上支障があると認める場合

(原状回復)

第12条 使用者は、ホールの使用を終了したとき、又は第10条の規定によりホールの使用の停止を命じられ、若しくは第4条第1項の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

〔改正・平17条例64〕

(賠償)

第13条 時計台に入場している者は、施設、備品等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長が定めるところによりその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない事由がある

と認めたときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(管理の代行等)

第14条 市長は、時計台の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に時計台の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に時計台の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 施設の維持及び管理
- (2) 第3条各号に掲げる事業の計画及び実施
- (3) 使用承認等に関すること。
- (4) 前3号に掲げる業務に付随する業務

3 第1項の規定により指定管理者に時計台の管理を行わせる場合における第3条の2、第4条、第8条から第11条まで及び第12条第1項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

〔全改・平17条例64〕

(利用料金の収受等)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に時計台の管理を行わせる場合においては、当該指定管理者に時計台の入場及びホールの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 前項の場合においては、第5条第1項及び第2項の規定にかかわらず、時計台に入場しようとする者及び使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、時計台に入場しようとする者にあつては、第4条第1項の承認を受けたホールの使用の場合は、この限りでない。

3 前項に規定する利用料金の額については、指定管理者が、別表1及び別表2の規定による観覧料等の額（別表1に定める使用の区分若しくは単位又は別表2に定める使用の単位（備付物件に係る使用の単位を含む。）を変更し、又は別表1に新たな区分若しくは単位を設定し、若しくは別表2に新たな単位を設定する場合にあつては、別表1及び別表2の規定による観覧料等の額を基準として市長が別に定めるところにより算定した額）の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て定める。

4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

5 指定管理者は、市長が別に定める場合に限り、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

〔追加・平17条例64〕

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

〔旧第15条繰下・平17条例64〕

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成10年規則第33号で平成10年10月1日から施行)

8ポイント程度

附 則 (平成11年条例第23号)

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の札幌市体育施設条例、札幌市スポーツ交流施設条例、札幌市青少年科学館条例、札幌国際交流館条例、札幌市時計台条例及び札幌市都市公園条例の規定により設置された施設等の使用及び観覧に係る使用料及び観覧料については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年条例第64号)

この条例の施行期日は、市長が定める。

(平成18年規則第14号で平成18年4月1日から施行)

別表1 〔全改・平11条例23〕

区分	単位	観覧料
個人	1人1回につき	200円
団体	1人1回につき	180円

備考

- 1 中学生、小学生及び小学校入学前の者は、無料とする。
- 2 「団体」とは、団体を構成する総人員が20人以上のものをいう。
- 3 「1回」とは、入場から退場までをいう。

別表2

単位	使用料
午後5時30分から午後9時まで	6,000円

備考

- 1 入場料その他名称のいかんを問わずこれに類するもの（以下「入場料等」という。）でその額（入場料等に段階があるときは、その最高額とする。）が1,000円を超えるものを徴収する場合又は営利若しくは営業の目的で使用する場合の使用料は、10割増とする。
- 2 備付物件の使用料は、市長が別に定める。
- 3 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

# 〇札幌市時計台条例施行規則

平成10年9月16日  
規則第34号

改正 平成11年3月規則第25号 平成11年6月規則第42号 平成16年3月規則第32号  
平成18年3月規則第29号

## (趣旨)

第1条 この規則は、札幌市時計台条例（平成10年条例第11号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

## (開館時間)

第2条 条例第3条の2第1項ただし書の規定に基づき、札幌市時計台（以下「時計台」という。）の開館時間（条例第4条第1項の規定によるホールの独占した使用（以下「ホール使用」という。）に係るものを除く。）は、午前8時45分から午後5時10分までとする。

[全改・平18規則29]

## (ホール使用の承認等)

第3条 ホール使用の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ札幌市時計台ホール使用承認申請書（様式1）を市長に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項の規定によりホール使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとする者は、前項の申請書に必要な事項を記入しなければならない。

3 市長は、ホール使用の承認を決定したときは、所定の使用料を納付させたうえ、申請者に対し札幌市時計台ホール使用承認書（様式2）を交付する。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料について使用後の納付を認めることができる。

## (入場券の交付等)

第4条 時計台に入場しようとする者は、承認を受けたホール使用に係る場合を除き、所定の観覧料を納付して、入場券の交付を受けなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、入場券の交付を受けずに入場することができる。

2 入場券の種類、様式その他入場券の発行及び取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

## (備付物件の使用料)

第5条 条例別表2の規定により市長が定める備付物件の使用料は、別表のとおりとする。

[追加・平11規則25]

## (観覧料及び使用料の減額又は免除)

第6条 条例第5条第3項の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 小学校の児童又は中学校の生徒を引率する教職員が、教育上の目的で時計台に入場する場合
- (2) 小学校の児童又は中学校の生徒及びこれらを引率する教職員が、教育上の目的でホールを使用する場合
- (3) その他市長が特に必要があると認める場合

2 条例第5条第3項の規定により観覧料及び使用料（以下「観覧料等」という。）の減額又は免除を受けようとする者は、札幌市時計台観覧料・使用料減額（免除）申請書（様式3）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

3 市長は、前項の申請書の提出に基づき観覧料等の減額又は免除を決定したときは、札幌市時計台観覧料・使用料減額（免除）決定通知書（様式4）を交付する。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

[旧第5条繰下・平11規則25、改正（平11規則42・平18規則29）]

## (観覧料等の還付)

第7条 条例第6条ただし書の市長が別に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) ホール使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）又は入場する者の責に帰すことのできない事由により、ホール使用又は入場が不能となった場合
- (2) 条例第10条第5号の規定によりホール使用の承認を取り消した場合
- (3) 使用者が、その使用する日の15日前までにホール使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合であって、市長がこれについて相当の事由があると認めるとき。

[旧第6条繰下・平11規則25]

## (プログラム等の提出)

第8条 使用者は、そのホール使用が音楽会、講演会、演劇会その他これらに類する催物のためのものである場合は、当該使用に係るプログラム等を定め、当該使用の日の7日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

[旧第7条繰下・平11規則25、改正・平18規則29]

(使用期間の制限)

第9条 ホール使用の場合の使用期間は、引き続き3日を超えることはできない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

〔旧第8条繰下・平11規則25〕

(遵守事項)

第10条 時計台に入場する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外において飲食し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 施設、備品、展示物等の取扱いを適切に行うこと。
- (4) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと。
- (5) その他職員の指示に従うこと。

2 使用者は、ホール使用につき、入場者に前項各号に掲げる事項を遵守させるとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員はホールの定員を標準とし、入場者の整理を適切に行うこと。
- (2) 使用の承認を受けた施設及び設備以外は使用しないこと。

〔旧第9条繰下・平11規則25、改正・平18規則29〕

(販売行為等の禁止)

第11条 時計台を利用する者は、時計台において販売又は金品の寄附募集等の行為を行い、又は行わせてはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

〔改正・平18規則29〕

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第12条 条例第14条第1項の規定により指定管理者に時計台の管理を行わせる場合における第3条、第4条、第8条、第9条及び前条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「様式1」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同条第3項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「納付させた」とあるのは「支払わせた」と、「様式2」とあるのは「指定管理者が定める様式」と、同項ただし書中「納付」とあるのは「支払」と、第4条第1項中「観覧料を納付して」とあるのは「利用料金を支払って」とする。

2 条例第15条第5項の市長が別々に定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第7条第1号又は第2号に掲げる場合
- (2) 使用者が、その使用する日の15日前までにホール使用の承認の取消し又は変更を申し出た場合

であって、指定管理者がこれについて相当の事由があると認めたとき。

〔全改・平18規則29〕

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、観光文化局長が定める。

〔旧第12条繰下・平11規則25、改正・平16規則32〕

附 則

この規則は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成11年規則第25号)～附 則 (平成16年規則第32号) 省略

附 則 (平成18年規則第29号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

別表 〔追加・平11規則25〕

物件名	単位	料金
グランドピアノ	1台午後5時30分から午後9時まで	3,000円

備考 使用時間が単位時間に満たない場合であっても、当該単位時間どおり使用したものとみなす。

様式1 [全改・平11規則25、改正・平18規則29]

			受付番号	※
札幌市時計台ホール使用承認申請書				
年 月 日				
(あて先) 札幌市長				
申請者 住 所 団体名等 氏 名 電話番号				
下記のとおりホールを使用したいので、承認の申請をします。				
記				
使用目的				
使用日時	年 月 日 ( )		時 分から	時 分まで
参集予定人員	人	使用物品		
備付物件	特別設備等			
各種物件の搬入・搬出日時	(搬入)	月 日 時		
	(搬出)	月 日 時		
入場料等の徴収の有無	無 有	円	営利・非営利	
※受付日時	年 月 日 時 分			
※使用料	円 (うち備付物件使用料 円)			
備 考				
注 ※印の欄は、記入しないでください。				
備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。				

様式2 [全改・平11規則25、改正・平18規則29]

			受付番号	
札幌市時計台ホール使用承認書				
年 月 日				
様				
札幌市長 <span style="float: right;">印</span>				
下記のとおりホールの使用を承認します。				
記				
使用目的				
使用日時	年 月 日 ( )		時 分から	時 分まで
参集予定人員	人	使用物品		
備付物件	特別設備等			
使用条件				
使用料				
注 意 事 項	1 使用の際には、本書を職員に提示してください。 2 使用時間は、準備及び事後整理時間を含むものとします。 3 施設及び備付物件をき損しないでください。き損した場合は、使用者の賠償となります。 4 特別の設備を設け、又は特殊な物品を搬入したときは、使用後に、使用場所を原状に復してください。 5 使用後は、清潔に掃除をしてください。 6 その他職員の注意事項を厳守してください。			
備 考	この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。			